

指定避難所としての教育機関をめぐる問題 —災害時の教職員・児童生徒の安全確保と教育再開—

法文学部 法学・政策学履修コース 4回生 吉政瑠夏
(太田響子ゼミ)

目次

- 第一章 日本の災害時の対応について
- 第二章 事例分析
- 第三章 松山市の避難所の現状と課題
- 第四章 結論
- 主な参考文献

第一章 日本の災害時の対応について

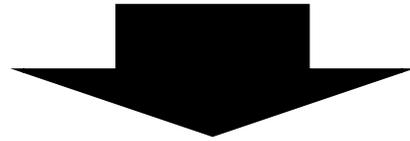
第一章

第一章 日本の災害時の対応について

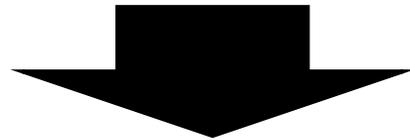
1. 災害対策基本法の運用
2. 市町村の避難所
3. 公務員の災害時の業務

1. 災害対策基本法の運用

災害対策基本法：日本の防災の基本になるもの。



防災基本計画：災害対策基本法第34条1項によって、中央防災会議が作成。国の方針になる。



地方防災計画、地区防災計画：国の方針に基づいて作成する。

2. 市町村の避難所

災害が発生したとき、地方で起こることに**対応するのは市区町村や県**である。地方や自治体ごとに地方防災計画や地区防災計画を作成する。計画作成は自治体ごとに**任意**だが、災害が頻発する現代の日本において自治体や地方の**自助が必要**とされているため、**自発的・内発的な動きが求められている**。

3. 公務員の災害時の業務

地方公務員は、**日常的な防災や減災**の業務を行う。また、災害が発生した際には、災害対策本部の立ち上げや被害があった施設の復旧などの**災害対応業務**にあたる。

第二章 事例分析

第二章

第二章 事例分析

1. 熊本地震
2. 西日本豪雨(平成30年7月豪雨災害)
3. 能登半島地震
4. まとめ

1. 熊本地震

特徴

観測史上初めて同一地域において一連の地震活動で震度7の揺れが2回観測された地震である。

また、熊本県を中心に**多くの建造物の倒壊**が起こり、建造物の家屋被害認定や耐震化が注目された。

1. 熊本地震

教育機関への影響

- ・ 建物への被害、児童生徒や教職員の被災による休校。
- ・ 避難所に指定されていない**多くの学校も、避難所**になった。
- ・ 行政職員が派遣され、**教員と連携もできた学校は円滑は避難所運営と学校再開業務ができた。**
- ・ 行政職員が派遣されなかったり、ノウハウを持たない職員が来た学校は、**教員が避難所運営をせざるを得なかった。**
- ・ 学校が再開する際、**避難者の移転問題。**

2. 西日本豪雨(平成30年7月豪雨災害)

特徴

広範囲にわたって被害を出した災害である。
平成になってから、最大規模の災害をもたらした豪雨と位置付けられている。

2. 西日本豪雨(平成30年7月豪雨災害)

教育機関への影響

- ・ 浸水や崩落等による校舎の損壊、児童生徒や教職員の被災による休校。
- ・ 夏休みを前倒しで開始、2学期を前倒しで再開。
- ・ **別の施設を間借**しての学校の再開や、**プレハブの仮設校舎の建築**。
- ・ 「大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項について（通知）」を発出。**教員も避難所運営に協力する方針**を示す。

3. 能登半島地震

特徴

住宅倒壊、住宅火災、地盤災害、津波被害をはじめとした甚大な被害が発生。道路やライフラインの復旧が難しく、孤立する地域もあった。災害ボランティアも2024年1月27日から石川県内の募集のみで、人数を制限した活動だった。

3. 能登半島地震

教育機関への影響

- ・ 校舎への被害や、生徒や教職員の被災による休校。
- ・ **受験生**への配慮(経済的援助、試験内容の変更など)。
- ・ **中学生の集団疎開**。
- ・ オンライン授業の実施や、生徒の宿泊場所の確保など**通学困難**な児童生徒への支援。
- ・ **通勤が困難な教職員**が、校舎に宿泊しながら勤務。労働環境が問題になり、NPOが宿泊場所を提供した。

事例分析前の予想

- 学校が避難所になると、校舎などの施設が**避難所に占領されてしまい、学校が再開できない。**
- **教職員**が避難所運営業務に参加しなければならなくなり、学校再開のための業務ができなくなる。
- 学校の再開が遅れると、**授業が実施できない**期間が延びてしまい、児童生徒の学習の機会が失われてしまう。

事例分析後の気づき

- 学校再開の**課題は多岐に渡る**。（通学路も被害を受けて学校に来れない、子どもが怖がって登校できない等）
- **学校の再開方法は状況に合わせて変えていき**、被災前の状態に戻すだけでなく、別の施設での再開や、被害の少ない学校で分散して受け入れるなどでも可能である。
- **再開後**にも、避難所との共存や、被災前と違う環境で生活する児童生徒、教職員に不安が残る。
- 学力だけでなく、子どもたちの**心のケア**が重要。

第三章 松山市の避難所の現状と課題

第三章

第三章 松山市の避難所の現状と課題

1. 松山市役所危機管理課の取り組み
（ヒアリング調査より）
2. 愛媛大学附属高等学校の防災についての取り組み
（ヒアリング調査より）
3. 行政と教育現場でのずれ

1. 松山市役所危機管理課の取り組み

避難所について

- ・松山市の全体的な考えは避難所運営マニュアルのとおりで、**避難者による自主運営**を推奨しているが、避難所の開設は担当職員が行う。
- ・指定避難所の多くは松山市の所有している施設。
- ・県立や私有の施設とは協定を結ぶことで指定避難所としている。連絡先の交換や備蓄管理の委託は行っているが、**密な連携は取れていない**。

1. 松山市役所危機管理課の取り組み

学校について

- ・対応は学校ごとに計画しているが、避難所運営マニュアルを作成する際は、**危機管理課や連携機関とともに作成**する
- ・公民館などの施設よりも多くの人が集まる避難所である。
- ・教育が止まる場合、**空き教室や図書館の開放**、子どもが遊ぶ場を作るなど、状況に合わせて対応する。

2. 愛媛大学附属高等学校の防災についての取り組み

学校の備え

- ・ 防災管理者、避難訓練、主幹教員の災害対応の取り決めなど、学校に求められる備え。
- ・ 生徒一人一人の帰宅支援セットや、ベッド、食料、トイレなどの備蓄。



2. 愛媛大学附属高等学校の防災についての取り組み

指定避難所として

- ・ 避難所となった場合は、体育館とグラウンドを貸し出す。普段は、市から預かった備品の管理。
- ・ 一般の避難者への対応についての計画や、避難所運営についての計画はない。**一般の避難者が来た場合の対応は、行政に一任**している。

3. 行政と教育現場でのずれ

附属校が避難所運営に**一切関与しない**姿勢を見せているのに対し、市は**空き教室の開放も想定**するなど、両者の認識に違いがある。

→日常的な連携がないため、緊急時にお互いが想定する分担で対応できないのではないかな？

また、文科省も**教職員が避難所運営に協力するように**方針を出している。

日常を取り戻すという目的は一致しているのだから
ゴールを見失わずに協力することが重要

第四章 結論

第四章

第四章 結論

1. 災害発生後の学校再開や再開した後、
どんな課題があるのか
2. 学校の再開はどのような方法があるのか
3. 避難所となった学校が早急に教育を再開するために
必要なこと
4. 最後に

1. 災害発生後の学校再開や再開した後、 どんな課題があるのか

学校が避難所になることだけが、学校再開を妨げる課題ではない。

施設を利用可能にする**体制があっても**、施設や備品が被害を受けて教育活動が**再開できない場合も多い**。また、学校の設備が受け入れ可能でも**児童生徒が心理的なストレスから通学できなかつたり**、**教職員が被災したことで通勤できない**こともある。

2. 学校の再開はどのような方法があるのか

イメージしやすいのは、元の校舎に登校させて授業を再開するものだ。それ以外に、登校できない生徒へ向けて**オンライン授業や教材の配信**、校舎が使用できない場合に**別の安全な学習場所を提供**する、**スクールバスの運行**などで、教育活動は再開できる。

しかし、**慣れない環境は児童生徒と教職員に不安を感じさせる**。また、学校を再開することは「日常が戻る」、「友達に会える」と言った**子どもの心のケア**につながる。

3. 避難所となった学校が早急に教育を再開するために必要なこと

校舎が使用可能な場合に想定されるケースである。校舎が使用可能で避難者がいる場合、**学校と避難所の両方の機能を求められる。**

学校と避難所の共存は、**災害発生前からの準備が必要**だ。早急な学校再開には、**教職員が業務に専念できる**環境と、**授業等で使うスペースが避難所になっていない**ことが重要になる。そのため、一般の避難者の理解と自主運営の協力や、行政との円滑な連携ができるように災害発生前から備えることが求められる。

4. 最後に

学校が避難所となった場合、学校と避難所は共存していかなければならない。事例分析でも**行政職員と教職員が協力し合うことで、避難所運営も学校再開に向けた取り組みも円滑に行われた**という例があった。

松山市では、行政と教育機関が「互いに助け合いが必要だ」という意識があるのに、防災を通じた関わりがない。緊急時で協力し合うという意志を実際の対応につなげるために、計画の作成を通じた考えの共有、合同の避難訓練など、**積極的な連携・協力する姿勢が必要だ**。

主な参考文献

- ・ 認定特定非営利活動法人日本防災士機構（2024），『防災士教本【2024年度版】』，認定特定非営利活動法人日本防災士機構
- ・ 内閣府防災情報のページ, 災害情報
- ・ 文部科学省ウェブサイト

その他、都道府県・市区町村のウェブサイト、文献、オンラインニュース・新聞記事等